

令和6年4月1日から、要支援1・2の方

介護予防ケアプラン作成の契約方法が変わります

現在、要支援1、2の方の介護予防ケアプランは「地域包括支援センター」又は「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所」のケアマネジャーが作成しており、サービスのご利用にあたっては地域包括支援センターと契約を結んでいただいております。

令和6年4月1日に介護保険法が改正され、「介護予防支援」について「市の指定を受けた居宅介護支援事業者」が直接契約を結び、プラン作成ができるようになります。

※ただし、下記の表のように、利用サービスによっては引き続き地域包括支援センターと契約が必要です。

◆介護予防ケアプランの種類と契約

① 介護予防支援

下記の介護保険制度のサービスを利用した時

- 訪問看護 訪問入浴
- 訪問リハビリ 通所リハビリ(デイケア)
- 福祉用具貸与 ショートステイ

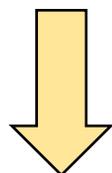
※上記のサービスと右記のヘルパー派遣やデイサービスと一緒に利用した場合も介護予防支援となります。

② 介護予防ケアマネジメント

下記の介護予防・日常生活支援総合事業(市独自)のサービスのみに利用した時

- 訪問型サービス(ヘルパー派遣等)
- 通所型サービス(デイサービス等)

※「事業対象者」の方は、こちらのサービスのみの利用となります。



地域包括支援センターが担当又は事業所が委託で担当する(★①)場合

指定を受けた事業者と契約可能



地域包括支援センターと契約

※地域包括支援センターが委託した事業所はプラン作成可能

★①: 指定を受けた場合でも、委託で介護予防支援のプラン作成をすることができます。

◆気をつけていただきたいこと

- 契約を行う場合は、「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の提出が必要になります。この届出が遅れると、請求が遅れることがあります。変更となった月の月末までに担当課(介護予防支援は介護保険課、介護予防ケアマネジメントは地域包括支援課)へ提出してください。
- 利用サービスを追加したり中止した時に、ケアプランの種類が変わり、契約者が変わる場合があります。どのような契約方法が望ましいか、担当ケアマネジャーとご相談ください。(裏面の「例」参照)
- 介護予防支援の指定を受けていない事業者が担当する場合、地域包括支援センターと契約が必要です。
- 事業所の方は、引き続き担当の地域包括支援センターと連携を取りながらご支援をお願いいたします。

例1) 介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ変わる場合

① **歩行器**レンタルと**デイサービス**利用

② **デイケア**と**ヘルパー**利用

指定を受けた事業者と契約可能

介護予防サービス計画作成・介護予防
ケアマネジメント依頼(変更)届出書



① 歩行器を返却し**デイサービスのみ**利用

② **デイケア**を休み**ヘルパーのみ**利用

地域包括支援センターと契約

事業所が委託でプラン作成可能

介護予防サービス計画作成・介護予防
ケアマネジメント依頼(変更)届出書

例2) 介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ変わる場合

① **歩行器**レンタルと**デイサービス**利用

② **デイケア**と**ヘルパー**利用

地域包括支援センターと契約

事業所が委託でプラン作成可能

介護予防サービス計画作成・介護予防
ケアマネジメント依頼(変更)届出書



① 歩行器を返却し**デイサービスのみ**利用

② **デイケア**を休み**ヘルパーのみ**利用

※再契約の必要はありません

例3) 介護予防支援

歩行器や**多点杖**、**訪問看護**等利用

指定を受けた事業者と契約可能

介護予防サービス計画作成・介護予防
ケアマネジメント依頼(変更)届出書

例4) 介護予防ケアマネジメント

ヘルパーや**デイサービス**利用

地域包括支援センターと契約

事業所が委託でプラン作成可能

介護予防サービス計画作成・介護予防
ケアマネジメント依頼(変更)届出書